

自転車及び車椅子賠償責任補償サービス規約

この自転車及び車椅子賠償責任補償規約は、日本直販株式会社がプレミアムプラス会員に対し、第1条以下に定義する自転車及び車椅子賠償責任補償サービス（以下「本サービス」といいます）を提供する際に使用する規約です。日本直販プレミアムプラス会員事務局は日本直販プレミアムプラス会員を被保険者とし三井住友海上火災保険株式会社（以下保険会社）を保険者として「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」を締結しており、プレミアムプラス会員本人及び第2条で規定するその家族等が自転車もしくは車椅子搭乗中に発生した法律上の賠償責任を保険会社の約款および特約に従い補償するサービスです。本サービスのご利用に際しては、このサービス規約（以下「本規約」といいます）および弊社ホームページに掲載した団体総合生活補償保険（MS&AD型）の約款および特約による契約内容が適用されます。

1.（定義）

本特約での用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「法律上の損害賠償責任」とは、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
- (2) 「被保険者」とは、本サービスにより補償を受けることができる第2条で規定する対象者をいいます。
- (3) 「本人」とは、プレミアムプラス会員本人のことをいいます。
- (4) 「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。
- (5) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次の通りとします。
 - ① 滅失とは、財物とその物理的存在を失うことをいいます。
 - ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。
 - ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
- (6) 「住宅」とは、本人の居住の用に供される住宅（別荘等を含む）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
- (7) 「軌道上を走行する陸上の乗用具」とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。
- (8) 「運行不能」とは、正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。

2.（本サービスの対象となる方—被保険者）

- (1) 本サービスの被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① プレミアムプラス会員本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
 - ⑤ 本条1.①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただしその責任無能力者に関する対象となる事故に限ります。

- (2) 本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3) この規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって保険会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

3. (本サービスの適用範囲)

本サービスは日本国内および日本国外において本規約で規定する事故について適用されます。ただし下記事項については日本国内のみの適用となり、日本国外では適用となりません。

(事項)

軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害

4. (利用料)

別途本サービスの利用料はかかりません。

5. (補償サービス対象事由)

保険会社は、第2条で規定する被保険者が自転車もしくは車椅子搭乗中に発生した事故により負う事となった法律上の損害賠償責任について保険会社の約款および特約に従い最大3億円まで補償します。

6. (補償金額)

3億円

7. (保険対象期間)

- (1) プレミアムプラス会員となった日の翌営業日午前0時より本サービスの対象となります。
- (2) ただしお客様が何らかの理由でプレミアムプラス会員の加入を中止した場合には、その時点をもって本サービスは終了します。プレミアムプラス退会後は、プレミアムプラス会員期間中の事故であっても、本サービスの提供を受ける事はできません。

8. (免責事項)

次の事象1もしくは事象2のいずれかに該当する事由によって発生した法律上の損害賠償責任に対しては本サービスは適用されないものとします。

事象1

- ① 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事

変または暴動

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 本条事象 1 4. 以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条事象 1 2. から 5. までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

事象 2

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

9. (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

被保険者は本サービスが規定する事故により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、保険会社普通保険約款で規定する「事故発生時の義務」を履行して頂かなければなりません。それらの規定に違反した場合には保険会社普通保険約款で規定する「義務違反の場合の取扱い」を受ける事となります。詳細については保険会社普通保険約款・日常生活賠償特約第 5 条をご参照下さい。

10. (保険会社による協力または援助)

- (1) 保険会社は被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、保険会社が被保険者に対して支払い責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續きについて協力または援助を行います。
- (2) ただし上記 1. は日本国内のみとし、日本国外については適用されません。

11. (個人情報のお取り扱いについて)

当社はお客様から提供していただいた個人情報を適切に保管し本サービスを提供します。また本サービス提供の際、以下の場合に限り、当社の責任においてサービス事業協力会社(サービス提供会社・金融機関・保険会社)へお客様の個人情報を提供します。

- ① 保険請求に際して事業協力会社との個人情報の共有が必要となる場合
- ② 保険会社への請求の際に個人情報の提供が必要となる場合

1 2. (解除)

- (1) お客様は当社に対する書面による通知をもって、本サービスを解除することができます。
- (2) 当社はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、書面による通知によって本サービスを解除することが出来ます。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、実質的に関与していると認められること。
- (3) 前項の規定による解除が本サービス対象事象の後になされた場合でも、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した対象事象については、当社は本サービスを行いません。この場合に既に本サービスを行っていた時には、当社は本サービス支払額の返還を請求する事が出来るものとします。

1 3. (その他注意事項)

プレミアムプラス会員のお申し込みをいただいた時点で本規約および当社ホームページに掲載した保険会社の普通保険約款および特約にご同意をいただいたものとします。なお、本サービスは団体総合生活補償保険（MS&AD型）の契約内容に従って提供するものであり、日常生活賠償補償サービスと重複して提供するものではありません。また保険約款日常生活賠償特約第3条の⑨車両（注6）に記載の通り原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は免責となっており、保険金は支払われません。原動機付自転車には電動キックボードを含むので、電動キックボードも保険金は支払われません。電動自転車、電動車椅子、ゴルフ場敷地内のゴルフカート等は日常生活賠償特約第3条の⑨車両（注6）に記載の通り対象となります。

1 4. (本規約の変更)

- (1) 当社は本規約の趣旨に反しない範囲で、法令もしくはサービス規約等の変更に伴う変更を行うことがあります。
- (2) 本規約変更の場合には、変更後にご加入いただくお客様より、変更後の規約が適用されるものとします。
- (3) 前1項に基き本規約を変更する場合には、当社のホームページその他適切な方法により、変更の内容を事前に周知することとします。

1 5. (合意管轄)

本規約にかかわる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2024年10月31日制定)